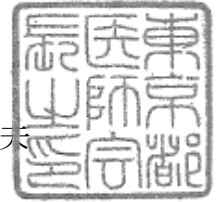


東都医保発第2354号
(地区第1359号)
令和2年11月19日

地区医師会長 殿

公益社団法人
東京都医師会
会長 尾崎 治 夫



「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その30）」
及び「「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に
関する診療報酬明細書の記載等について」の一部改正について」について

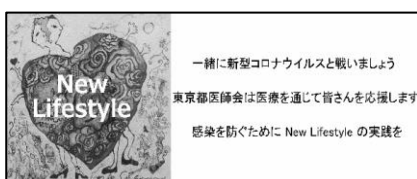
平素は本会事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして日本医師会より別添のとおり通知がありました。

新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえて「SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出」
が追加されたことに伴い、関連する厚生労働省の事務連絡についての取扱いが示されました。

先般発出された、臨時的な取扱いその18（DPC対象病院又は特定機能病院）とその22（介
護老人保健施設に入所している場合や療養病棟入院基本料等を算定している場合、または入
院中以外で小児科外来診療料や地域包括診療料など一部の医学管理料を算定する場合）にお
いて、検査に係る微生物学的検査判断料並びに免疫学的検査判断料を出来高で算定できるこ
とが示されておりますが、対象となる検査の名称が「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核
酸検出、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）及びSARS-CoV-2・イン
フルエンザ核酸同時検出並びにSARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」に改められ、
同様に検査判断料等の名称も改められました。詳細は別紙をご確認ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご承知おきいただき、貴会会員へのご
周知方よろしくお願い申し上げます。



(公社)東京都医師会 事業部 医療保険課
TEL : 03-3294-8821 FAX : 03-3292-7097
■ 新型コロナ感染症の保険適用に関する情報
<https://www.tokyo.med.or.jp/17904>

(保 259)

令和 2 年 1 1 月 1 7 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 30)」及び「**新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について**」の一部改正について」について

令和 2 年 1 1 月 1 1 日に SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出が保険適用されたことにつきましては、「新型コロナウイルス感染症にかかる検査料の点数の取扱いについて」(令和 2 年 1 1 月 1 7 日付け日医発第 8 8 9 号 (保 2 5 8)) においてご連絡申し上げたところです。

今般、上記の保険適用に伴い、厚生労働省より関連通知等が添付資料のとおり示されましたのでご連絡申し上げます。関連通知等の記載において、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出を追加する内容となっております。詳細は添付資料をご確認ください。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

1. 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 30)
(令 2. 11. 11 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)
2. 「**新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について**」の一部改正について
(令 2. 11. 11 保医発 1111 第 2 号 厚生労働省保険局医療課長)

事務連絡
令和2年11月11日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その30）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、「検査料の点数の取扱いについて」（令和2年11月11日付け保医発1111第1号厚生労働省保険局医療課長及び厚生労働省保険局歯科医療管理官連名通知）において、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発0305第1号）が改正され、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出が追加されたことに伴い、関連する厚生労働省保険局医療課事務連絡の取扱いについて下記のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関及び保険薬局に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その18）」（令和2年5月22日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「5月22日事務連絡」という。）の一部改正について

5月22日事務連絡については、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その25）」（令和2年7月22日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「7月22日事務連絡」という。）により一部改正されたところであるが、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出が追加されたことに伴い、7月22日事務連絡による一部改正後の5月22日事務連絡について、以下のとおり改める。

- ・ 「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2を含む。）並びにSARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」を「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2を含む。）及びSARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出並びに

SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」に改める。

- ・ 「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）及び検体検査判断料」を「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出及び検体検査判断料」に改める。
- ・ 「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）について実施した微生物学的検査判断料並びに SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出について実施した免疫学的検査判断料」を「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）及び SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出について実施した微生物学的検査判断料並びに SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出について実施した免疫学的検査判断料」に改める。
- ・ 「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）を実施する以前に外来等で微生物学的検査判断料を算定した患者」を「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）及び SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出を実施する以前に外来等で微生物学的検査判断料を算定した患者」に改める。

2. 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 22）」（令和 2 年 6 月 15 日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「6 月 15 日事務連絡」という。）の一部改正について

6 月 15 日事務連絡については、7 月 22 日事務連絡により一部改正されたところであるが、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出が追加されたことに伴い、7 月 22 日事務連絡による一部改正後の 6 月 15 日事務連絡について、以下のとおり改める。

- ・ 「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）並びに SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」を「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）及び SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出並びに SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」に改める。
- ・ 「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）並びに検体検査判断料」を「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）及び SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出並びに検体検査判断料」に改める。

以上

保医発 1111 第 2 号
令和 2 年 11 月 11 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する
診療報酬明細書の記載等について」の一部改正について

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、「検査料の点数の取扱いについて」（令和 2 年 11 月 11 日付け保医発 1111 第 1 号厚生労働省保険局医療課長及び厚生労働省保険局歯科医療管理官連名通知）において、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号）が改正され、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出が追加されたことに伴い、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」（令和 2 年 5 月 13 日保医発 0513 第 2 号厚生労働省保険局医療課長通知。7 月 22 日一部改正。）の一部を次のとおり改正することとしたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段のご配慮を願いたい。

記

「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）」を「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）及び SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出」に改める。